

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中田利通の上告趣意のうち、憲法三七条三項違反をいう点は、判決書に公判期日に出席した弁護人の氏名を記載するか否かは、憲法の右条項とは直接関係のない事項であるから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六二年五月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 伊 藤 正 己

裁判官 安 岡 満 彦

裁判官 長 島 敦

裁判官 坂 上 壽 夫